

広報

吉野川北岸農業用水

No. 69 (3/2025)



みどり
水土里ネット

吉野川北岸

水と土と人を結び地域を守る

発行/吉野川北岸土地改良区

TEL 0883-35-5270

FAX 0883-35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp>



野村谷チェック工の見学（美馬市脇町）

主な内容

- ✿ 理事長挨拶 2
- ✿ 第53回通常総代会開催/総代会副議長及び新役員紹介/令和6年度役員視察研修 3
- ✿ 令和5年度決算 4
- ✿ 令和7年度予算/総代選挙のお知らせ 5
- ✿ 国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について 6
- ✿ 令和6年度 国営吉野川北岸二期土地改良事業 要望活動 7
- ✿ 令和6年度 吉野川北岸用水の配水管理について 7
- ✿ 通水停止について/21世紀土地改良区創造運動 8
- ✿ 事務局からのお知らせ 9
- ✿ よくあるご質問 11
- ✿ 賦課基準日の変更について 12



理事長挨拶

吉野川北岸土地改良区

理事長 寺井 正 邇

春暖の候となってまいりましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、組合員の皆様並びに関係機関の方々には、当土地改良区の運営に対し格段のご協力とご指導を賜っていることにつきまして、心より厚くお礼を申し上げます。

昨年配水管理につきましては、8月下旬の第1次取水制限期間を除いて、早明浦ダムが高い貯水率を維持し、関係者の方々のご協力のもとほぼ順調に進めることができました。深く感謝申し上げます。

「国営吉野川北岸二期土地改良事業」につきましては、吉野川北岸用水の夜間の無効放流及び昼間の用水不足対策として柿原調整池拡張工事が昨年9月に着工されました。また、池田取水工非常用ゲート等の更新工事や大規模地震へ備えるため幹線水路の耐震化対策工事が順次実施されています。本事業により「農業用水の安定供給」と「施設の維持管理の軽減」が図られることから、引き続き本事業推進協議会と連携し国に対し事業の早期完了を要望してまいります。一方で、これらの工事は施工上どうしても吉野川北岸用水の通水停止期間が必要となります。組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国においては、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」の改正法が昨年5月29日に成立しました。近年、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、日本の農業を取り巻く情勢が平成11年の基本法制定時には想定されなかったレベルで大きく変化していることを踏まえ、四半世紀を経て初めて改正され、6月5日に公布・施行されました。

改正基本法では、基本理念に食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興が位置付けられ、国民一人一人の「食料安全保障」の確保、農産物の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮等、新たな概念も取り入れられています。土地改良関係では、旧法では「農業生産の基盤の整備」であったものが、改正基本法では「農業生産の基盤の整備及び保全」となり、自然災害の防止や農業用排水施設の機能の維持増進、その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策等を講ずるとなっています。

現在、改正基本法に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、次期「食料・農業・農村基本計画」が策定されているところです。温暖化で気温が底上げされるなか、農作物の安定的な供給に不可欠な農業用水の確保や、用水施設の整備・保全を進める施策において、土地改良区の果たさなければならない役割は益々拡大していくと考えております。

今後とも、吉野川北岸用水の公平で円滑な配水管理や適正な施設の維持管理に取り組むとともに、「国営吉野川北岸二期土地改良事業」を着実に推進し地域の大事な財産である吉野川北岸用水施設を安全・安心な施設として次世代の農業者に引き継げるよう、役職員一同しっかりと取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



第53回通常総代会開催

令和7年3月4日に第53回通常総代会が開催されました。提案された議案は次のとおりで、慎重に審議された結果、全議案を原案どおり可決決定いたしました。

- 議案**
- 第1号議案 令和5年度事業報告並びに一般会計、特別会計収支決算及び財産目録の承認について
 - 第2号議案 令和6年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
 - 第3号議案 定款、諸規程の一部改正について
 - 第4号議案 令和7年度事業計画について
 - 第5号議案 令和7年度一般会計及び特別会計収支予算について
 - 第6号議案 維持管理経常賦課金の賦課徴収及び加入金について
 - 第7号議案 地区除外決済金の徴収について
 - 第8号議案 取引金融機関の指定について
 - 第9号議案 一時借入金について
 - 第10号議案 財政調整積立資産の繰替運用について

総代会副議長及び新役員紹介

令和6年3月25日、第52回通常総代会において総代会副議長に徳山雅一氏が補欠選任されました。

また、右記の理事が補欠選任され、その後の令和6年度理事会において、副理事長として町田寿人氏が選任されました。任期は前任者の残任期間（令和7年5月31日まで）です。

役職	地区	氏名
総代会副議長	阿波市市場町	徳山 雅一
副理事長	員 外	町田 寿人
理 事	美馬市美馬町	西岡 正和
理 事	阿波市阿波町	黒田 康志
理 事	阿波市阿波町	金山 敬治

令和6年度役員視察研修



高梁川用土地改良区

令和6年11月13日、岡山県総社市にある高梁川用土地改良区にて役員視察研修を実施しました。

高梁川用土地改良区は、利水ダムの維持管理及び樋門・用水路施設操作の管理受託を行っており、関係水利組合等との連携を密にしながら配水管理を行っています。

平成26年度から国営施設機能保全事業を実施しており、参加した役員・役職員は一段と感心を持って話を伺いました。今回の研修成果を今後の事業推進・運営に役立ててまいります。

令和5年度決算

◆一般会計収支決算

単位(円)

収 入		支 出	
科 目 (款)	決 算 額	科 目 (款)	決 算 額
1. 土地改良事業収入	176,155,840	1. 土地改良事業費支出	57,733,831
2. 附 帯 事 業 収 入	705,580	2. 一 般 管 理 費 支 出	84,775,684
3. 基本財産運用収入	2,909	3. 補 助 金 支 出	22,890,000
4. 特定資産運用収入	1,772,807	4. 固 定 資 産 取 得 支 出	498,300
5. 補 助 金 等 収 入	13,280,000	5. 基 本 財 産 積 立 支 出	2,909
6. 雑 収 入	4,108,713	6. 特 定 資 産 積 立 支 出	64,424,484
7. 基本財産取崩収入	0	7. 雑 支 出	446,910
8. 特定資産取崩収入	34,800,000	8. 他 会 計 繰 出 額	0
9. 他 会 計 繰 入 金	468,666	9. 繰 越 金	16,608,017
10. 繰 越 金	16,085,620	10. 予 備 費	0
計	247,380,135	計	247,380,135

◆発電事業費特別会計収支決算

単位(円)

収 入		支 出	
科 目 (款)	決 算 額	科 目 (款)	決 算 額
1. 発電事業収入	772,128	1. 発電事業費	3,508
2. 特定資産運用収入	43	2. 特定資産積立支出	300,000
3. 雑 収 入	3	3. 他 会 計 繰 出 額	468,666
4. 特定資産取崩収入	0		
5. 他 会 計 繰 入 金	0		
計	772,174	計	772,174

◆財産目録

単位(円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産	流 動 資 産	47,817,628	資 産	(3) その他固定資産	55,494,664
	現金及び預金	31,078,501		土地	30,105,877
	未収経常賦課金	2,538,980		建物	15,309,239
	短期未収金	14,200,147		機械及び装置	270,535
	固 定 資 産	2,954,845,765		車両運搬具	1,397,509
	(1) 基本財産	77,978,451		器具備品等	2,116,104
	備荒積立金	77,978,451		長期未収賦課金等	6,095,400
	(2) 特定資産	2,821,372,650		出資金	200,000
	所有土地改良施設	217,134,094		資 産 合 計	3,002,663,393
	土地改良施設用地等	38,377,001		負 債	流 動 負 債
	受託土地改良施設使用収益権	699,893,451	未払金		28,058,137
	財政調整積立資産	450,798,855	預り金		1,537,074
	職員退職給付引当積立資産	38,641,775	固 定 負 債		38,641,775
	転用決済金積立資産	587,581,119	職員退職給与引当金		38,641,775
施設更新積立資産	772,754,156	負 債 合 計	68,236,986		
建物等更新積立資産	13,692,199	正 味 財 産 合 計	2,934,426,407		
建設改良積立資産	2,500,000				

令和7年度予算

単位(円)

収 入			支 出		
科 目 (款)	一般会計	発電事業費 特別会計	科 目 (款)	一般会計	発電事業費 特別会計
土地改良事業収入	179,600,000		土地改良事業費支出	75,120,000	
附 帯 事 業 収 入	1,010,000		一 般 管 理 費 支 出	86,080,000	
基本財産運用収入	50,000		補 助 金 支 出	25,480,000	
特定資産運用収入	2,970,000	10,000	固定資産取得支出	3,200,000	
補 助 金 等 収 入	16,280,000		基本財産積立支出	50,000	
雑 収 入	2,830,000	10,000	特定資産積立支出	67,430,000	300,000
基本財産取崩収入	10,000		雑 支 出	350,000	
特定資産取崩収入	59,640,000	10,000	他 会 計 繰 出 額	10,000	330,000
他 会 計 繰 入 金	330,000	10,000	繰 越 金	15,080,000	
繰 越 金	15,080,000		予 備 費	5,000,000	
発 電 事 業 収 入		900,000	発 電 事 業 費		310,000
収入合計	277,800,000	940,000	支出合計	277,800,000	940,000

総代選挙のお知らせ

吉野川北岸土地改良区総代の任期（4年）が令和7年4月30日をもって満了します。
これに伴い、吉野川北岸土地改良区総代選挙規程に基づき次のとおり総代選挙を行います。
立候補者が定数を上回らない場合は無投票当選となり、投票は行いません。

- 選挙期日の告示日 令和7年3月27日(木)
- 選挙期日（投票日） 令和7年4月9日(水)
- 立候補の届出日 令和7年3月27日(木) 午前8時30分～午後5時
令和7年3月28日(金) 午前8時30分～午後5時

届 出 先 吉野川北岸土地改良区事務所（阿波市阿波町中坪38番地）

届出方法 候補者は文書で届出（候補者または推薦者）

届出用紙は、吉野川北岸土地改良区事務所にて交付

※届出資格は組合員名簿に登録されている満18歳以上の組合員
（禁錮以上の刑に処せられ執行中の者は除く）

選挙区	選挙区域	定数	選挙区	選挙区域	定数
第1区	三好市池田町・東みよし町	4名	第8区	阿波市市場町	15名
第2区	三好市三野町	5名	第9区	吉野川市	2名
第3区	美馬市美馬町	8名	第10区	阿波市土成町	11名
第4区	美馬市脇町	9名	第11区	阿波市吉野町	4名
第5区	阿波市阿波町（阿波西部地区）	5名	第12区	上板町	5名
第6区	阿波市阿波町（阿波中部地区）	5名	第13区	板野町	2名
第7区	阿波市阿波町（阿波東部地区）	5名	計		80名

任期：令和7年5月1日～令和11年4月30日（4年間）

国営吉野川北岸二期土地改良事業の実施状況について

【令和6年度】

昨年度は、水管橋の耐震化工事などを行ってまいりましたが、今年度より柿原調整池の拡張工事、太刀野トンネルの耐震化工事、池田取水口の改修工事及び西ノ池揚水機場の改修工事等を実施しております。

加えて、次年度以降実施予定の昼間暗渠の耐震化及び末端水路付帯施設の改修のための実施設計等を行っています。



【令和7年度】

令和7年度は引き続き、柿原調整池拡張工事、池田取水口非常用ゲート他改修工事及び西ノ池揚水機場改修工事等を実施する予定です。

【最後に】

工事実施の際は、長期間の断水を回避するため仮設水路を設置するなどの対応をとっているところですが、通水切替の際は一定期間の断水が必要となります。断水については、組合員の皆様にご不便をおかけしているところですが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様のご期待にお応えできるよう、事業所職員一丸となり、事業の着実な推進、早期効果発現に向けて努力してまいりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事業所
徳島県阿波市阿波町東原173-1 阿波市阿波地域交流センター 2階
電話：0883-35-6022

令和6年度 国営吉野川北岸二期土地改良事業 要望活動



後藤田徳島県知事

国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会は、令和6年7月、後藤田徳島県知事に対して「国営事業の早期完成」や「関連事業の推進」への支援と協力について要望を行いました。また、中国四国農政局及び農林水産省に対して「着実な事業推進」と「令和7年度予算の十分な確保」等について要望を行いました。

11月には、中国四国農政局と農林水産省に対し、「当地区の着実な事業推進に必要な予算と人員の確保」、「令和7年度予算の十分な確保」等について要望を行いました。



中国四国農政局 仙台農政局長



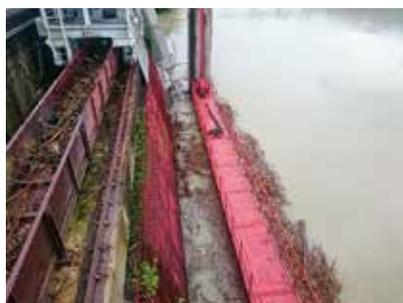
農林水産省 前島農村振興局長

令和6年度 吉野川北岸用水の配水管理について

昨年、記録的な高温が続き、8月中旬から第1次取水制限が開始したこと並びに、台風10号の影響により8月30日に吉野川の増水に対する幹線水路施設の保護のため、池田ダムからの取水量を一時的に減量しましたが、概ね順調な配水が実施できました。

今後も異常気象による渇水、大雨など配水への影響が心配されますが、当土地改良区としては、適正な配水管理を行うとともに、幹線水路などの施設の点検・巡回や堆積する土砂の排泥操作、除草作業など施設の維持管理に努めてまいります。

また、10月以降の非かんがい期には、国営事業による水路施設の耐震化工事や幹線水路内の調査の際、農業用水の通水停止を複数回行いました。組合員の皆様におかれましては、用水の使用ができなくなるなど、ご不便をおかけしました。ご協力ありがとうございました。



通水停止について

吉野川北岸用水の通水停止にあたっては、市町の広報紙及びケーブルテレビ等により組合員の皆様
にできる限り周知するよう努力しておりますが、**非かんがい期（10月11日～翌年4月15日）に北岸用
水を利用される方は、あらかじめ申し出いただきますと、通水停止日程等を郵送にて直接ご連絡させ
ていただきます。**

今後、個別に通水停止の連絡をご希望の方は当土地改良区にお申し出ください。

連絡先：吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 電話番号：0883-35-5270

21世紀土地改良区創造運動



令和6年7月5日、美馬市立脇町小学校4年生児童41名
を対象に、吉野川北岸用水の施設見学会『北岸用水探検隊』
を実施しました。本土地改良区事務所において、『田んぼ
の水はどこから来るの?』をテーマに、農業用水に関する
クイズや施設の動画を交えながら、吉野川北岸用水の概要
を説明後、中央管理所（阿波市阿波町）や野村谷チェック
工（美馬市脇町）といった施設を見学し、水の尊さや農業
用水と土地改良区の役割などを学んでいただきました。

この見学会を通して、次世代を担う子どもたちが、将来
にわたり農業や自然環境並びに土地改良区に関心を持って
くれることを期待しています。

施設見学・出前授業受付中!

施設見学

池田取水工での



小学校への
出前授業



吉野川北岸土地改良区では、「吉野川北岸用水（農業用水）」について理解を深め、水の尊さを学んでもらうことを目的に、施設見学等も随時実施しています。お気軽にご相談ください!

事務局からのお知らせ

《令和7年度賦課金について》

賦課金通知書発行	口座振替日	納入期限
7月22日(火)	8月25日(月)	9月30日(火)

- 賦課金を9月30日までに完納されると奨励金として10%の割引が受けられます。
- 納入期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分がなされることがあります。必ず納入期限までに納入してください。
- 賦課金は当該年度の7月1日を基準日とし、吉野川北岸土地改良区土地原簿に基づいて算出されます。

✓ 賦課金の納入は口座振替がおすすめ！

- 金融機関窓口へ支払いに行く手間がなくなるので、平日お仕事でお忙しい方におすすめの納入方法です。納入忘れがなく安心して奨励金による割引を確実に受けられます。
- 以下の金融機関で口座振替がご利用できます。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

・ 徳島県農協 ・ 阿波銀行 ・ 徳島大正銀行 ・ ゆうちょ銀行

- 事務費削減のため、引落口座の通帳記帳をもって領収に代えさせていただきます。但し、領収書が必要な方には別途発行いたしますので、ご連絡ください。
- ※口座振替をご利用の方は、振替日前までに口座の残高をご確認ください。

✓ 賦課金の納入にコンビニ支払い・アプリ決済等がご利用可能となりました

コンビニ・郵便局での窓口納付及びアプリ決済がご利用いただけるようになりました。ご利用になるためには専用の払込取扱票が必要であり、希望者のみの送付となりますので、ご希望の方は、当土地改良区へお申し出ください。

(この払込取扱票を使用の場合は銀行及び農協での納付はできません。)

● コンビニ

ファミリーマート、ローソン、ポプラ、セブンイレブン、ミニストップ など

※店頭でのアプリ決済は原則不可



● アプリ決済

PayPay、楽天ペイ、ゆうちょ Pay、d払い、auPay など



● 郵便局

全国の郵便局窓口での納付が可能

※現金納付の場合、窓口手数料が別途必要となり、組合員負担となりますので、ご注意ください。詳しくは郵便局窓口にお問い合わせください。

(次項に続く)

✔ こんなときは必ず**土地改良区に通知**をお願いします

1 農地や組合員に異動があったとき → 「組合員資格得喪通知書」の提出

- 農地の異動（売買、賃借、交換、贈与）
- 住所を変更した
- 組合員が亡くなった（相続）
- 経営交代した など※

※滞納賦課金は新資格者（土地を取得された方）が負担

農地の異動（売買等）で賦課金の滞納がある土地を取得された場合、土地改良法第42条（権利義務の承継）により新資格者に支払義務が引き継がれます。土地取得の際は、その土地に対する滞納賦課金がないか土地改良区にご確認ください。

2 農地を転用するとき→「農地転用等の通知書及び地区除外申請書」の提出

- 農地を宅地等に転用される場合には、土地改良区への通知が必要です。
また、転用等により土地改良区の地区から除外する場合には決済金が必要になります。
- 令和7年度の決済金額は 60,000円/1,000㎡ です。
- 公共用地に売渡した場合（道路、水路、河川、建物等）も決済金が必要です。
- 事務手続きに関しましては各市町の農業委員会へ委託しておりますのでそちらでお手続きください。

3 農地の分合筆、面積の増減等があったとき

- 農地の分合筆や錯誤等による面積の増減があったときは、土地改良区へ通知をお願いします。



公共機関（法務局・市町村・農業委員会など）や各市町の土地改良区で手続きをしても、吉野川北岸土地改良区へ直接通知がなければ土地原簿の変更ができません。

通知がない場合には、賦課金は変わらずそのまま賦課されますので、十分ご注意ください。



農地異動

- 相続、贈与、賃借
- 農地のまま売買
- 農地転用を伴う売買
- 公共用地（売買、寄付）



通知書類の様式は、ホームページから印刷できます。
ご希望の方には郵送いたしますので当土地改良区へご連絡ください。



連絡先：吉野川北岸土地改良区 財務担当 電話番号：0883-35-5270

✔ 農地転用等に伴う意見書及び各種証明書の交付には手数料が必要です

意見書及び各種証明書の事務手数料は次のとおりです。

交付書類	単位	手数料
農地転用等に伴う意見書	1件	1,000円
地区外証明書	1件	1,000円
賦課金納付証明書	1件	1,000円

よくあるご質問

維持管理賦課金について

三好市（池田町）の池田ダムから板野町までの幹線水路や約200箇所の付帯施設（分土工、水位調整ゲート等）の維持管理費として、地区内にある農地につき年に一度組合員の方々から納付いただいているものです。（土地改良法第36条）

吉野川北岸土地改良区と各市町にある土地改良区との違い

吉野川北岸土地改良区：農林水産省から管理委託を受けて、幹線水路や取土工、分土工などの付帯施設の維持管理を行っています。

各市町にある土地改良区：幹線水路から枝分かれした支線水路やポンプ場、各農地の給水栓などの維持管理を行っています。

吉野川北岸土地改良区に加入した覚えがない

土地改良法第11条により、国営吉野川北岸農業水利事業地区内に農地をお持ちであり、土地改良法第3条に規定されている資格者（農地の所有者または耕作者）を当然加入により組合員とし、平成2年度より賦課を開始しました。

なお、組合員資格に係る権利義務は、組合員の方が亡くなられても子息等の相続人や土地取得者等の新資格者に承継されます。また、売買などにより農地を取得された方にも同様に権利義務が承継されます。（土地改良法第42条第1項）

組合員は農地の所有者でないといけないの？

土地改良法第3条の規定により、所有者以外にも耕作者が組合員となることが可能です。

水を使用していなくても賦課金は払わないといけないの？

水道とは違い、水を使う・使わないに関わらず、農業用水が使用できる状態である場合には賦課金をお支払いいただく必要があります。

耕作できなくなったらどうしたらいいの？

各市町の農業委員会や農地中間管理機構を通じて農地を貸し出すことをお勧めします。

農地転用の際、何か手続きが必要ですか？

農地転用に伴い、土地改良区の地区除外手続きが必要ですが、当土地改良区は、池田町から板野町までの吉野川北岸エリアを管轄としており、範囲が広いため地区除外事務手続きを各市町の農業委員会へ委託しています。農地の転用をお考えの方は、各農業委員会にてお手続きをお願いします。

なお、地区除外の際には決済金が必要です。

決済金とは？

土地改良法第42条第2項（決済の義務）により、残存農地が将来過重負担にならないように施設の維持管理費の将来にわたる負担額を一括して納入いただくものです。

滞納処分について

再三の催告にも関わらず賦課金が納入されない場合、対象者に対し地方税の例により滞納処分を行っています。（土地改良法第39条）

滞納処分とは対象者の財産を差押え、滞納金へ充当することです。処分の対象は全ての財産に及びます。

納付についてご相談がある場合は、吉野川北岸土地改良区へお問い合わせください。

賦課基準日の変更について

当土地改良区の賦課金につきましては、令和7年度より当該年度の7月1日時点を賦課基準日とし賦課金通知書を発行します。

組合員の皆様から賦課金通知書発送後に賦課対象地について『この土地は売買している』、『この土地は他の人に貸している』等のお問い合わせをよくいただきます。

『事務局からのお知らせ』や賦課金通知書の裏面に記載し周知しておりますが、土地の売買・贈与・賃借等があった場合には、土地改良法第43条により組合員から土地改良区への通知が義務付けられています。

つきましては、お持ちの土地に移動があった場合は「組合員資格得喪通知書」により通知をお願いします。「組合員資格得喪通知書」の様式につきましては、広報紙に同封している他、当土地改良区ホームページから印刷いただけます。また、ご希望の方には郵送いたしますので当土地改良区事務局へご連絡をお願いします。

賦課基準日までに通知がなかった場合は、土地原簿の変更ができません。賦課基準日以降に申し出ただきましても翌年度からの変更となりますのでご注意ください。

その他、組合員の死亡や経営交代による組合員変更手続きにつきましても「組合員資格得喪通知書」を提出いただきますと変更が可能です。

ご不明な点がございましたら当土地改良区へご連絡ください。

関係条文

(権利義務の承継及び決済)

第42条

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。

(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもって第三者に対抗することができない。

当土地改良区のホームページでは吉野川北岸用水の概要、管理施設等の紹介の他、各種手続きに関することを随時更新し、公開しています。是非ご覧ください。アクセスは下記URLまたは「吉野川北岸土地改良区」で検索をお願いします。



水土里ネット吉野川北岸

吉野川北岸土地改良区

〒771-1706

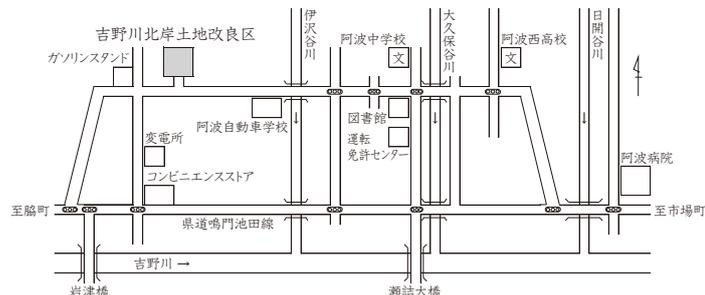
徳島県阿波市阿波町中坪38番地

TEL (0883) 35-5270

FAX (0883) 35-5275

ホームページ <http://yoshihoku.jp>

E-mail: info@yoshihoku.jp



水と土と人を結び地域を守る

吉野川北岸用水の通水停止等について

◆施設の機能保全について

北岸用水は、三好市から板野町に及ぶ長大(延長69.2km)な幹線水路で、水路勾配が緩く土砂が溜まりやすい構造です。1年に数回、排泥工、土砂吐の操作をし土砂を取り除いています。

また、老朽化している施設の延命のため、非かんがい期に通水停止等を行い、幹線水路及び調整池の土砂浚渫、機器補修等を行っているほか、国による「吉野川北岸二期土地改良事業」の調査・工事も行われていますので、ご理解、ご協力をお願いします。



◆台風、大雨による通水停止等について

水質保全、土砂流入防止のため、台風、大雨など池田取水口(吉野川)が濁っている時は、やむを得ず池田取水口からの取水を停止するか取水量を減らす場合があります。台風、大雨がおさまった後は、すぐに水が使えない場合がありますが、早急に対処をしていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

隔日給水について

本年も従来どおり4月中旬から5月31日の間は隔日給水を実施します。

裏面を確認してください。



北岸用水からのお願い



- 4月、5月は池田ダムからの取水量が少なく、全域で使用するには不足します。
- ほ場への掛け流しは控えて、湛水したら水を止めてください。
- 北岸用水は補給水です。地区内のため池・河川を優先して利用してください。
- 金曜、土曜、日曜、祝祭日は水の使用が集中しますので極力、平日に代掻き作業等を行ってください。
- 普通期米の代掻き作業等は6月1日以降に実施してください。
- 除草剤散布は配水日程表に従って実施してください。

令和7年度も秋冬期に通水停止を伴う調査・工事等を予定しております。事前に組合員の住所、氏名をご連絡いただきますと、事務局より通水停止を郵送にて直接ご連絡させていただきます。

通水停止等に関する問い合わせ
吉野川北岸土地改良区 企画管理担当 TEL. 0883-35-5270

令和7年度組合別早期米用水配水日程表(4月16日～5月31日)

Aグループ (奇数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称						
三好市	池田町	全地区						
	三野町	全地区						
東みよし町		全地区						
美馬市	美馬町	東鍋倉、美馬中央、天神、妙見、郡里						
	脇町	野村、井口、小星、江原、猪尻、江西、宇田						
阿波市	阿波町	長峰、伊沢開拓(下)、東条、伊沢、西原、伊沢東原、柳谷、古養水、東北共同施工						
	市場町	大俣1号、大俣2号、大俣3号、法寺、山路、宇佐、弁天池、原、遠光、蛭子						
	土成町	浦ノ池、大場、松原、神ノ木、中津、井出頭、新ノ池、大木、九頭宇谷、土成中、土成、熊谷、鈴川、大法寺、車谷、矢松、竹ノ花、新居池、一本杉、土成北部、昭和、梶尾、坂尻一本松、御所						
	吉野町	全地区						
取水可能日		月	火	水	木	金	土	日
					4月17日		4月19日	
		4月21日		4月23日		4月25日		4月27日
			4月29日		5月1日		5月3日	
		5月5日		5月7日		5月9日		5月11日
			5月13日		5月15日		5月17日	
		5月19日		5月21日		5月23日		5月25日
		5月27日		5月29日		5月31日		

Bグループ (偶数日) 取水時間：午前5時から午後7時まで

市町名		改良区及び水利組合等名称						
美馬市	美馬町	田辺、中上、城、中山、里西屋敷、境目、宮前、中筋、竹ノ内、滝下、黒地、重清妙見、平和、川久保、中川、門畑、重清、東重清、荒川、西鍋倉						
	脇町	中岩倉、上ノ原、岩倉、新町、馬木、助松、佐城、上野、北庄						
阿波市	阿波町	名東ノ岡、赤坂、五明、松川内、善地、イクシ、東林、東川原、釜谷、西林、北岡、切戸、医王寺、桜ノ岡、土柱、薬師谷、伊沢開拓(上)、正広、伊沢北部、川久保、三本柳、医王寺揚水、旭、川添、久勝西部、中井西ノ川、別埜池、上池、勝命、下喜来						
	市場町	敷地、窪二俣、上喜来、高西、八坂、金清、千田前、善入寺島、大西、山野上西部、阿波市場、上野段南部、池谷、香美、古田西、北台、西原、末広、新田、喜蓮池、池ノ本、山野上、東原、切幡、新ノ池、大石、姥ヶ谷、大野島、伊月、九頭宇谷						
	土成町	万代、指谷、秋月、中筋、日吉、大畑、山田池、佐古山麓、山王子、前田、西谷、十楽寺、高尾						
吉野川市	川島町	善入寺島						
上板町		全地区						
板野町		全地区						
取水可能日		月	火	水	木	金	土	日
				4月16日		4月18日		4月20日
			4月22日		4月24日		4月26日	
		4月28日		4月30日		5月2日		5月4日
			5月6日		5月8日		5月10日	
		5月12日		5月14日		5月16日		5月18日
			5月20日		5月22日		5月24日	
	5月26日		5月28日		5月30日			

この日程表は早期米の作付けにご利用ください。

組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書

吉野川北岸土地改良区理事長 殿

組合員資格を得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

通 知 日	令和 年 月 日
-------	----------

現資格者（喪失）

(フリガナ) 氏 名		押印欄*	印
住 所	(〒 -)		
電 話 番 号	(固定電話： - -) (携帯電話： - -)	組合員番号	

※ 現資格者が死亡している場合、押印不要です。

新資格者（取得）

(フリガナ) 氏 名		押印欄	印
住 所	(〒 -)		
生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日	自治会名 ※県外は記載不要	
電 話 番 号	(固定電話： - -) (携帯電話： - -)	組合員番号	

資格得喪の対象となる土地

対 象 農 地 (いずれかにチェック)		<input type="checkbox"/> 吉野川北岸土地改良区土地原簿（組合員土地一覧表）のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり				
町 名	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積 (㎡)

資格得喪の原因及びその時期

原 因 (いずれかを○で囲む)	死亡 ・ 贈与 ・ 売買 ・ 交換 ・ 経営移譲 賃貸借（設定・解約） ・ その他（ ）	時 期	平成 年 月 日 令和
--------------------	---	-----	----------------

注意事項

- ・ 太枠欄に必要事項をご記入ください。灰色部分は土地改良区で使用しますので記入しないでください。
- ・ 記入に際し、裏面内容をご確認ください。

土地改良区使用欄		
・ 記載内容確認	<input type="checkbox"/>	システム入力 修正確認
・ 更新項目		
組合員名簿	<input type="checkbox"/>	
土地原簿	<input type="checkbox"/>	

注 意 事 項

※本書を提出する際には、現資格者・新資格者共に、次の事項をご確認ください。

○ 組合員資格得喪通知書について

「組合員資格得喪通知書」は、相続や売買による土地所有権の移転や、賃借権の設定・解約による耕作者の変更などを原因として、その土地の組合員資格者^{※1}に異動が生じた場合に、土地改良区に提出しなければならない^{※2}書類です。法務局や農業委員会で手続きをしている場合でも、本土地改良区に対してこの通知書が提出されなければ、賦課金計算の基礎となる土地改良区土地原簿の修正ができず、従来のまま賦課されますのでご注意ください。

また、この通知書は、組合員資格得喪の対抗要件であるため、提出がなければ、組合員資格の喪失を土地改良区に対して主張することができません^{※3}。

※1 組合員資格者について

土地改良区の地区内の土地について、土地改良法（以下「法」という）第3条に規定された資格を有する方（所有者又は所有権以外の権原に基づき耕作する使用収益権者）を指し、法第11条の規定により、土地改良区の組合員となります（法律に基づく当然加入）。

※2及び※3 組合員の資格得喪の通知義務について

組合員資格得喪通知書の提出は組合員資格の取得・喪失がある場合に当事者に生じる義務です。（法第43条）

○ 組合員資格の変更に伴う権利義務の承継について

土地改良区の組合員（法第3条に定める資格者）がその資格に係る権利の目的となっている土地についてその組合員の資格を失った場合に、その者がその土地に有していた事業に関する権利義務は、その土地についての権利の承継（相続、売買等）によってその土地につき組合員たる資格を得た者に移転します。

なお、法第42条第1項の規定により承継する権利義務の範囲は、財産的権利義務の一切であり、前組合員の滞納金も含まれます。

土地改良法第11条

土地改良区の地区内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

土地改良法第42条

土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区の事業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三条に規定する資格の交替によってその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移転する。（以下 略）

土地改良法第43条

土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。（以下 略）

土地改良法施行規則第33条

法第四十三条第一項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面に当事者が記名してしなければならない。

- 1 当事者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
- 3 資格得喪の原因及びその時期（以下 略）

○ 個人情報の取り扱いについて

この届出に記載の個人情報の取扱いについては、吉野川北岸土地改良区個人情報保護に関する規程に基づき土地改良区の業務以外を目的とした利用はいたしません。

○ 維持管理経常賦課金の請求について

賦課金は当該年度の7月1日を基準日とし、本土地改良区土地原簿に基づき算出します。

また、賦課金通知書を7月下旬に発送します。

○ 提出先

〒771-1706

徳島県阿波市阿波町中坪38番地

吉野川北岸土地改良区

電話：0883-35-5270